

平成27年度からの市・県民税の税制改正等について

(1) 市・県民税の住宅借入金等特別控除の延長・拡充

市・県民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間(平成26年1月1日から平成29年12月31日)延長され、さらに平成26年4月以降に居住を開始した場合の控除限度額が136,500円に引き上げられます。

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
改正後	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

※ 市・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※ 平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限り、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得等に対する軽減税率の廃止

①上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、市・県民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、市・県民税5%)が適用されます。

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
申告分離課税	10% (所得税7%、市・県民税3%)	20% (所得税15%、市・県民税5%)

※ 所得税においては、平成25年分から平成49年分まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を納付することとなります。

②上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の特例措置は、上記①と同様に廃止されました。

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
申告分離課税	10% (所得税7%、市・県民税3%)	20% (所得税15%、市・県民税5%)
総合課税	所得税 5%～40% (累進課税) 市・県民税 10%	

※ 所得税においては、平成25年分から平成49年分まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を納付することとなります。

※ 平成27年分以降、所得税の最高税率は、45%となります。

(3) 愛媛県森林環境税の延長

平成17年4月から創設された森林環境税について、愛媛県森林環境税条例の一部が改正され、課税期間が5年間(平成27年4月1日から平成32年3月31日)延長されました。